

特筆すべきなのは、政府（管轄官庁である農業水環境省）の違法伐採禁止法関連のウェブサイト¹⁹⁹の充実ぶりである。この政府ウェブサイトでは、利用者（規制対象者）に対してかなり親切な説明が提供されている。例えば、規制対象の免除に関する解説として、事例を一般にもわかりやすい平易な表現で、次のように掲載している²⁰⁰。

セレナさんは、オーストラリアに商業品の混載貨物を輸入している。委託貨物の総額は3万豪ドルで、これには900豪ドル相当の紙製品が含まれているが、他の規制木材製品は含まれていない。規制木材製品の価値は1000豪ドルを超えていないため、免除の範囲内であることから、セレナさんはデューデリジェンスを行う必要はない²⁰¹。

オーストラリア政府担当者へのインタビューによれば、このウェブサイトの主な目的は、規制木材の輸入者や国内の加工事業者に、違法伐採禁止法の下での義務と、自主的なコンプライアンスを確保するために考慮すべきことについて教育することであり、このウェブサイトの製作にかなりの時間を費やした。ウェブサイトを常に最新の状態に保ち、新しい資料やアドバイスが開発された際には継続的に追加していくことを目指している。

本章では、この政府ウェブサイトを中心に、違法伐採禁止法について解説する。以降、この政府ウェブサイトを情報源とした場合は、「政府ウェブサイト」と記すこととした。

7-6-1-1-2 違法伐採の定義

違法伐採禁止法では、「違法に伐採するとは、収穫場所（オーストラリア国内であるか否かを問わず）において効力を有する法律に違反して木材を収穫することをいう」と定義されており、伐採時の合法性に焦点が置かれている。一方、EU木材規則では、伐採権、伐採権の支払い、木材伐採の慣行、第三者の保有権、貿易・関税義務を含む伐採国の適用法の合法性、米国レイシー法ではさらに広く、植物の輸入、輸出、輸送、販売、受領、取得、または購入に関する外国法の合法性を対象としている。オーストラリア政府へのインタビューによれば、違法伐採の定義を議論する段階において、事業者がデューデリジェンスを行う上で現実的に実行が可能かどうかを優先させ、事業者が情報を入手しやすい伐採の合法性に焦点を絞ることにしたとのことである。政府ウェブサイトによれば、違法伐採行為の例は、保護種の伐採、保護区での伐採、偽造や違法な許可証による伐採、違法とされる方法による伐採などである。

7-6-1-1-3 法が定める責務と罰則

違法伐採禁止法が主に定めるのは、木材・木材製品輸入者と国産原木の加工事業者それぞれに対し、「違法伐採木材の輸入（輸入者に対して）と加工（国産原木加工事業者に対して）の禁止」と「規制木材製品²⁰²の輸入（輸入者に対して）と加工（国産原木加工事業者に対して）に際しデューデリジェンス要件を遵守すること」の2点である。

(1) 輸入

¹⁹⁹ <https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/illegal-logging>

²⁰⁰ <https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/illegal-logging/importers/regulated-timber-products>

²⁰¹ <https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/illegal-logging/importers/regulated-timber-products>

²⁰² 7-6-1-1-4章、7-7-2-2章別表1規制木材製品を参照。

違法に伐採された木材と、違法に伐採された木材を輸入することは犯罪であり、罰則として5年間の拘禁もしくは500罰金単位（約880万円）²⁰³、またはその両方が科せられる（違法伐採禁止法第8条、第9条）。これに違反し、裁判所が有罪判決を下した場合、没収される（違法伐採禁止法第10条）。また、規制木材製品を輸入する際に、デューデリジェンス要件を遵守しない場合は、300罰金単位（約530万円）の罰金、デューデリジェンス要件を遵守したことを申告しなかった場合、100罰金単位（約180万円）の罰金が科せられる（違法伐採禁止法第12条、第13条）。デューデリジェンス要件は違法伐採禁止規則に定められる（違法伐採禁止法第14条）。

(2) 国産原木加工

国内で違法に伐採された原木（法律原文では、オーストラリア国内へ輸入された原木を下記の条文の対象外としている）を加工することは犯罪であり、罰則として5年間の拘禁もしくは500罰金単位（約880万円）、またはその両方が科せられる（違法伐採禁止法第15条）。これに違反し、裁判所が有罪判決を下した場合、没収される（違法伐採禁止法第16条）。また、国産原木を加工する際に、デューデリジェンス要件を遵守しない場合は、300罰金単位（約530万円）の罰金が科せられる（違法伐採禁止法第17条）。デューデリジェンス要件は違法伐採禁止規則に定められる（違法伐採禁止法第18条）。

違法伐採禁止法では、国内での違法な伐採を禁止するのではなく、違法に伐採された国産材原木を加工することを禁止しているのが特徴である。オーストラリア政府へのインタビューによれば、違法な伐採の禁止は、生産者に対して各州で定められた森林関連の法律で定められているため、違法伐採禁止法で同じ義務を重複して生産者に課すことを避けるため、国産原木加工事業者を対象にしているとのことであった。また、国産原木を加工せずに輸出する場合は、違法伐採禁止法の対象外とのことであった。

7-6-1-1-4 輸入規制対象となる木材・木材製品

違法伐採禁止法では、輸入に関して規制の対象となる「規制木材製品(regulated timber products)」は、違法伐採禁止規則に定めるとしている（違法伐採禁止法第9条3項）。規制木材製品は、違法伐採禁止規則別表1に関税HSコードによって定義されており、木材・木製品（44類）、パルプ（7類）、紙（48類）、家具（94類）が含まれている²⁰⁴。一方で、楽器、スポーツ用品、印刷物など、木材や木質繊維で作られた特定の輸入品、その他の製品の輸送に使用される包装材は対象外で、竹、籐も木材製品とはみなされない（前掲書⁴）。これに加えて違法伐採禁止規則第6条に、デューデリジェンス要件遵守（違法伐採禁止法第12条）の対象から除外される規制木材製品が示されている。

- 規制木材製品であっても全面的にリサイクル材料から製造されたもの
- 一部がリサイクル材料から製造されたもの場合、リサイクル材料から製造された部分
- 委託販売品として輸入された規制木材製品で、合計価格が1000豪ドル（約8万円）を超えない場合

また、規制木材製品におけるリサイクル材料とは、以下の条件を満たすものであると定義されている（違法伐採禁止法第6条）：

²⁰³ 2020年7月現在、1罰金単位は222豪ドル、約17,611円である。

²⁰⁴ 詳細は7-7-2-2章別表1規制木材製品を参照